

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター定款

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員（第七条—第十二条）

第三章 業務の範囲及びその執行（第十三条・第十四条）

第四章 資本金等（第十五条・第十六条）

第五章 委任（第十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第三条 法人の設立団体は、東京都とする。

（事務所の所在地）

第四条 法人の主たる事務所は、東京都江東区青海二丁目四番十号に置く。

（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第五条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告）

第六条 法人の公告は、東京都公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で東京都公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第二章 役員

（定数）

第七条 法人に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

（職務及び権限）

第八条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は東京都知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第九条 理事長は、知事が任命する。

（理事及び監事の任命）

第十条 理事は、理事長が任命する。

2 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第十一条 役員（監事を除く。）の任期は、二年とする。

2 役員（監事を除く。）が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。

4 監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第十二条 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が、政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者は除く。）となった場合、その役員を解任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）は、非常勤の役員となることができる。

3 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき（ただし、監事を除く）。

四 その他役員たるに適しないと認めるとき。

第三章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第十三条 法人は、次に掲げる業務を行う。

一 産業技術に係る試験、研究及び調査に関すること。

二 産業技術に係る普及、相談及び支援に関すること。

三 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。

四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第十四条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款の定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第四章 資本金等

(資本金)

第十五条 法人の資本金の額は、東京都が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として東京都が評価した価格の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第十六条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があ

るときは、これを東京都に帰属させる。

第五章 委任

(委任)

第十七条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

(施行期日)

変更後の定款は、平成二十三年九月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

変更後の定款は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

変更後の定款は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（第十五条関係）

一 土地

名 称	所 在	地 積	評 価 額
東京都立産業技術 研究センター敷地	東京都江東区青海 二丁目三十七番	一万四千五百十九・ 三五平方メートル	百四十二億円

二 建物

名 称	所 在	延べ床面積	評 価 額
東京都立産業技術 研究センター本体 建屋	東京都江東区青海 二丁目三十七番地	三万三千三十二・三 〇平方メートル	百三十五億七千 三百二万二千四 百円
東京都立産業技術 研究センター附属 建屋	同上	九十七・五〇平方メ ートル	三千三百五十五 万二千七百五十 円

計	三万三千百二十九・ 八〇平方メートル	百三十六億六百 五十七万五千百 五十円
---	-----------------------	---------------------------

三 工作物

名 称	所 在	規 模	評 価 額
アスファルト舗装	東京都江東区青海 二丁目三十七番地	一式	千四百七十二万 四千百五十円
緑化ブロック舗装	同上	一式	千二十六万七千 九百五十円
築庭（西）	同上	一式	四千三百九十一 万二千五十円
築庭（北・東・南）	同上	一式	七百七十二万九 千五十円
館銘サイン（正門側）	同上	一基	二百五十七万九 千八百五十円
館銘サイン（北側）	同上	一基	二百五十七万九 千八百五十円
入出庫ゲート	同上	一式	九百三十三万一 千三百五十円
外灯設備一式	同上	一式	六百三十七万六 千六百五十円
計			九千七百五十万 九百円

四 債権

内 容	債務者（貸貸人）	評 価 額
-----	----------	-------

東京都立産業技術研究所墨田庁舎に係る 建物賃貸借契約に基づく敷金返還請求権	国際ファッション センター株式会社	一億四千七百七 十五万五千五百 二十円
--	----------------------	---------------------------